

不払い、残業は犯罪です。

労基法違反

5%時短で

215万人の雇用増

社会経済生産性本部が試算

試算によると、年間の総労働時間が1800時間になるよう現状より5%時短を実施すると、前と同じ生産を維持するためには、時短分の給与を削減する場合、正規労働者とパート労働者がともに増え、計215万人の雇用増につながる。家計の消費支出も0.11%伸び景気にプラス効果をもたらすという計算。「時短で雇用」は今や常識です。

時短と雇用増効果の試算(単位:万人、▼は減)

	正規雇用者	パート	計	消費支出増
5%時短・給与削減	168	46	215	0.11%
5%時短・給与維持	▼61	346	285	0.77%
5%時短・給与削減 パート給与1%増	181	▼31	150	▼0.04%
5%時短・給与維持 パート給与1%増	▼46	253	208	0.60%



ここに
メスを!

サービス残業まん延させる

裁量労働制、成果主義賃金

いくら働いても残業とみなさない裁量労働制はサービス残業を合法化する手段です。また個人の業績のみを評価し、競争をおおる成果主義賃金は、労働者を「自発的ただ働き」に追いやるものです。このシステムこそ規制すべきです。

こんなに大ゾン!

タダ働き・サービス残業の1人あたり金額
1人平均年間285時間と推計。完全週休2日制。月間所定173時間

所定内賃金	時間賃金	割増率	年間(285h)
20万円	1156円	×1.25	41万1825円
25万円	1445円	×1.25	51万4782円
30万円	1735円	×1.25	61万8094円
40万円	2312円	×1.25	82万3650円

労働基準法は「労働者に休憩時間を除き1週間について40時間を超えて労働させてはならない。1日について休憩時間を除き8時間を超えて労働させてはならない。残業した場合は割増賃金を支払う」ことが明記されています。ところが、政府の統計でも「ただ働き」「サービス残業」は年201時間もあり、長時間労働が健康破壊、家庭不安の元凶ともなっています。不払い残業は労働基準法違反の犯罪行為です。ヨーロッパにはサービス残業などありません。欧米ではあたり前のこのルールを日本でも確立することが求められています。

サービス残業を根絶し
労働時間の短縮を

労働相談は

団体名

はたらくルールの 署名にご協力をお願いします
確立をもとめる